

平成 24 年度 補助事業評価（事後評価）

畜産環境総合整備事業
（資源リサイクル畜産環境整備事業）

こうしん
光進地区

【基礎資料】

平成 25 年 2 月

【事業の概要】

事業名	:	資源リサイクル畜産環境整備事業	光進地区
総事業費	:	1,098 百万円	
受益面積	:	1,829ha	
受益者数	:	30 戸	
工期	:	平成 15 年度 ～ 平成 18 年度	
関係市町村	:	北海道野付郡別海町	
主要工事	:	草地整備	A= 125.23ha
		水質汚染防止基盤施設	2ヶ所 2,637.00 m ²
		堆肥舎	17 棟 12,173.80 m ²
		尿溜	3 基 596.00 m ³
		スラリーストアー	4 基 4,668.10 m ³
		堆肥処理施設	1 棟 2,097.40 m ²
		製品庫	1 棟 531.00 m ²
		家畜排せつ物運搬等機械	9 台



写真① 堆肥処理施設



写真② 発酵処理施設内



写真③ スラリースト



写真④ 堆肥舎

【事業の概要】

本地区は、根室管内中央部に位置し、広大な土地資源のもとで大規模酪農地帯として発展してきた。

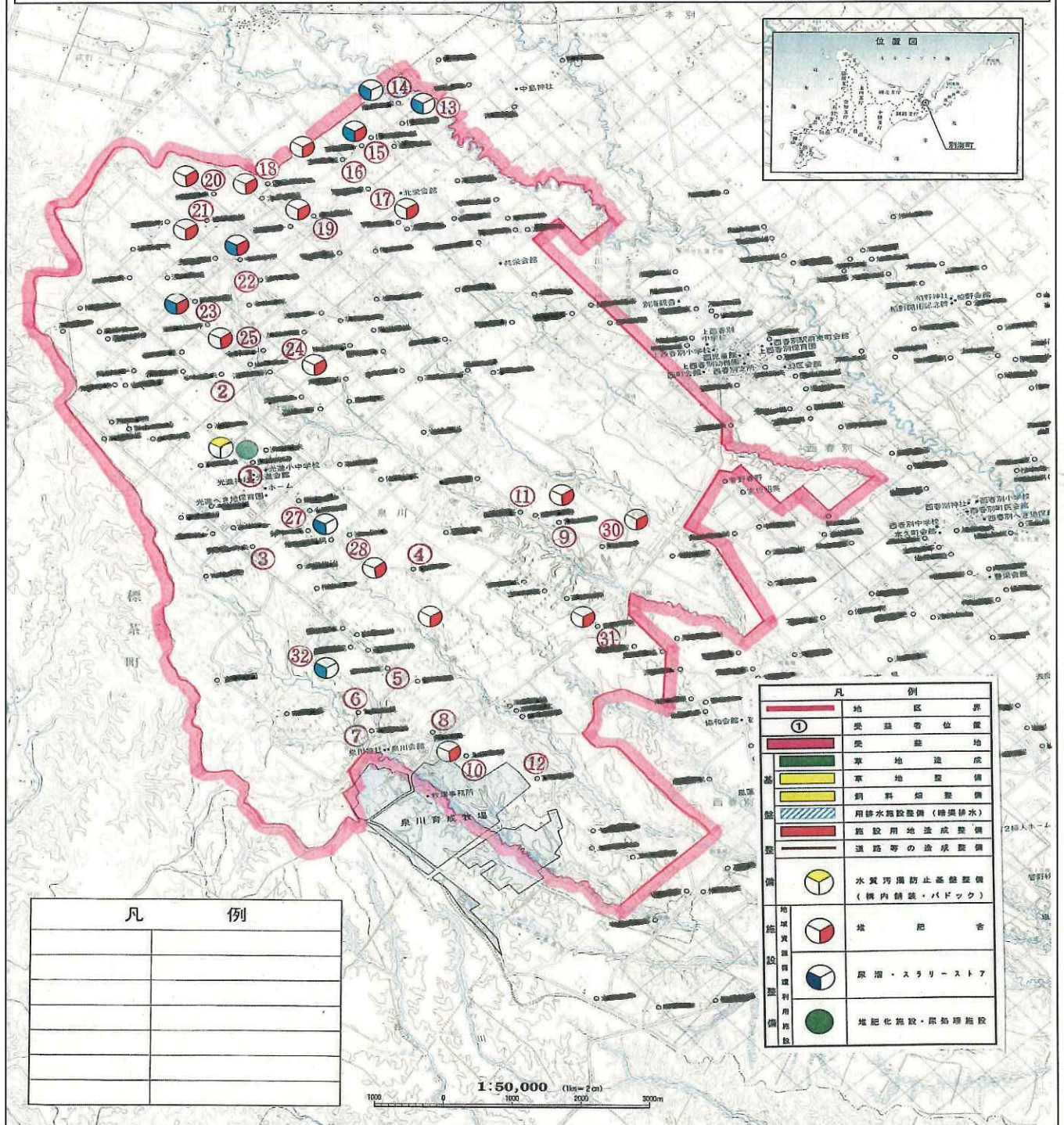
「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の完全施行（平成 16 年 11 月）に伴い、畜産農家の家畜排せつ物の適正な管理・利用を促進する必要がある中で、当該地域においては、近年、堆肥管理・散布作業に必要な労働力が高齢化等のため不足していることや、散布が困難な傾斜地の草地等が多いことに加え、経営規模拡大による多頭化と、それに伴う飼養管理方式の変化から、個人での家畜排せつ物処理問題は一層深刻となっている。

さらには、畜産農家からの家畜排せつ物流出による河川の汚濁などの環境問題も引き起こす危険性があったため、飼養頭数に適した家畜排せつ物処理施設を設置し、家畜排せつ物の適切な管理とともに、有機質資源としてのリサイクル活用を進め、地力増進による自給飼料コストを低減し、経営の安定向上を目指すとともに、周辺環境への悪影響を未然に防止することを目的に本事業を実施した。

【位置図】

別紙のとおり

資源リサイクル畜産環境整備事業 光進地区



1 別海町の農業概要

○別海町の人口・第1次産業就業者

(単位：人、%)

調査年	別海町人口	世帯数	就業者数	うち第1次産業 就業者数 ①	第1次産業就業に占 める農業者の割合 ②/①×100 (%)
平成12年	16,910	5,553	9,307	3,709	84.2
平成17年	16,460	5,788	9,178	3,682	77.9
平成22年	15,855	5,862	8,589	3,465	69.4

(出典：国勢調査・農林業センサスより)

年齢別農業就業人口 (単位：人、%)

調査年	計②	年齢階級別			
		15～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上
平成2年					
平成12年	3,123	454(14)	1,306(42)	742(24)	621(20)
平成17年	2,871	479(17)	1,016(35)	817(28)	559(20)
平成22年	2,408	298(12)	809(34)	885(37)	416(17)

(出典：農林業センサスより)

○別海町の農家戸数

(単位：戸)

調査年	農家総数	自給的 農家	農業経営体数		
			酪農	肉用牛	その他畜産
平成12年	1,030	-	997	124	
平成17年	910	-	878	125	
平成22年	838	-	828	203	

(出典：農林業センサスより)

専兼別農家戸数 (単位：戸、%)

調査年	農家総数	専業農家	兼業農家	
			第1種兼業	第2種兼業
平成12年	1,030	878(85)	139(14)	13(1)
平成17年	910	770(85)	129(14)	11(1)
平成22年	838	694(83)	126(15)	18(2)

(出典：農林業センサスより)

別海町の農業産出額

(単位：百万円、t)

区分	農業生産額			1戸当り 販売額	生乳生産量	備考
		生乳	肉畜及び 個体販売等			
平成13年度	41,060	32,725	8,335	41	437,495	
平成18年度	42,193	33,025	9,168	46	455,617	
平成22年度	47,340	40,035	7,305	55	477,916	

(出典：別海町資料より)

別海町の耕地面積 (単位：ha)

調査年	耕地面積	飼料用作物 を作った畑	牧草専用地 の畑	その他
平成12年	61,466	189	61,257	20
平成17年	60,104	1,897	58,108	99
平成22年	63,567	3,493	59,521	553

(出典：農林業センサスより)

○地域の作付面積及び家畜飼養頭数等

	単位	事業実施前	評価時点	増減率	備考
		(H14)	(H23)	(%)	
飼料作物作付面積	ha	1,829.0	1,869.0	2.19	
うち牧草	ha	1,829.0	1,805.1	△ 1.31	63.9ha テントコーン
牧草の単収	kg/10a	3,500.0	3,720.0	6.29	テントコーン収量 5,790kg
1戸当たり農用地面積	ha	61.0	92.5	51.72	
乳牛飼養頭数	頭	2,738	2,939	7.34	
1戸当たり乳牛飼養頭数	頭	91.3	113.0	23.86	
肉用牛飼養頭数	頭	320	300	△ 6.25	
生乳生産量	t	11,269.0	13,326.0	18.25	
生乳生産額	百万円	843.0	1,021	21.12	
乳価	円/kg	74.82	76.65	2.44	
家畜排せつ物量	t/年		46,423		
製造堆肥・スラリー量	t/年		38,283		
農地還元面積	ha		1,805.1		
堆肥散布量	t/ha		21.21		

(出典：道東あさひ農協資料、普及センター)

○牧草生産に係る労働時間

(単位：hr/ha)

	計	草地管理	収穫	運搬	調製	堆肥等散布	備考
事業実施前	14.7	3.0	4.7	4.4	1.1	1.5	
評価時点(H23)	9.5	3.0	1.1	3.2	1.3	0.9	外部委託等の増加
増減	△ 5.2	0.0	△ 3.6	△ 1.2	0.2	△ 0.6	35.4%の減

(出典：道東あさひ農協資料、普及センター)

○地域の農業支援組織

組織名	設立	組織の概要	活動の内容
F K S コントラクター組合	H14	個人3戸	収穫、糞尿散布
西春別コントラクター組合	H14	個人3戸	収穫、糞尿散布
デーリーサポート北栄	H14	個人5戸	収穫、糞尿散布
アグリサポートサンエイ	H16	個人3戸	収穫、糞尿散布
(合) ジャパンアグリテック	H19	個人3戸	収穫、糞尿散布
(同) アグリワークサービス	H22	個人3戸	収穫、糞尿散布
(有)東日本ユニオン	H23	個人3戸	収穫、糞尿散布
(有)ウエストベース	H18	個人15戸、法人2戸	TMRの製造、供給、草地管理
(株)マイスターフット	H20	個人6戸	TMRの製造、供給、草地管理

(出典：道東あさひ農協資料、普及センター)

農業生産法人

組織名	設立	組織の概要	活動の内容
(有)石坂牧場	H14	個人1名	生乳生産
農事組合法人 夢	H16	個人3名	生乳生産
(有)シェイファームシマダキ	H17	個人2名	生乳生産
(株)デーリーファーム宮坂	H19	個人1名	生乳生産
(株)デーリーファームきぼう	H22	個人2名	生乳生産

(出典：道東あさひ農協資料、普及センター)

資源リサイクル畜産環境整備事業

1 趣 旨

畜産経営の急激な規模拡大・高齢化等を背景に、家畜排せつ物の資源としての利用が停滞し、これに伴い地域の生活環境問題が急激に深刻化していることから、平成11年7月「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、家畜排せつ物の適正な管理・利用を促進することとされた。

このため、本法に即した家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源の堆肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源循環利用を促進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施する。

2 事業内容

(1) 事業内容

ア 計画策定

イ 基盤整備

草地等の造成整備、家畜排せつ物土地還元施設の整備、水質汚染防止基盤の整備、畜産施設用地の造成整備、道路の整備、用排水施設の整備、隔障物の整備、移転跡地の復元整備、周辺環境基盤等の整備

ウ 施設整備

① 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設

家畜排せつ物処理施設（地域有機性残さ等一体高度処理施設、エネルギー等副産物利用処理施設を含む。）、地域有機性残さ飼料化施設、堆肥土壌等分析施設、水分調整資材収集製造施設（敷料収集製造等施設を含む。）、サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設、電気導入施設等の整備

② その他の施設

農機具庫、家畜飼養管理施設、周辺環境施設等の整備

エ 土地利用円滑化

土地権利関係の調整、土地利用計画、交換分合等

(2) 採択要件

ア 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。

イ 事業の実施計画が、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第8条の規定に基づき都道府県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即したものであること。

ウ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合及び事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。

エ 事業参加者のうち養畜の業務を営む者が原則として10人（環境負荷脆弱地域の場合及び事業主体が市町村等の場合にあつては、5人）以上であること。

オ 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。

カ この事業において整備される施設の管理が適正に行われると見込まれること。

(注) 環境負荷脆弱地域

ア 水質等規制地域

- ① 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく水質保全に係る指定地域
- ② 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域
- ③ 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域
- ④ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域
- ⑤ 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定に基づく指定地域
- ⑥ 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域
- ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）の指定湿地に流入する地域

イ 水道水源の上流域

ウ クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

3 事業実施主体

地方公共団体、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

（事業参加資格者：地方公共団体、農業者、農業生産法人、農業協同組合等）

4 補助率

- (1) 計画策定 1 / 2 以内
- (2) 基盤整備 1 / 2（沖縄60%）以内
- (3) 施設整備

ア 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設 1 / 2（沖縄60%）以内

イ その他施設 1 / 3 以内

- (4) 土地利用円滑化 1 / 2 以内

ただし、畜産高密度地域（家畜排せつ物に由来する年間窒素産出量が、耕地面積10aあたりに換算しておおむね30kg（水質等規制地域にあつてはおおむね10kg）を超える地域）で整備されるエネルギー等副産物利用処理施設、並びに寒冷地域（最寒月の平均気温が－2℃以下の地域）又は畜産高密度地域で整備される中核処理施設（1施設当たりの処理家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で4,000頭以上の施設）については、55%（沖縄75%）以内（中核処理施設については平成16年度採択地区まで）。

小規模施設（1施設当たりの処理家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で250頭未満の施設）については、45%（寒冷地域及び畜産高密度地域を除く）以内。

【担当課：生産局畜産部飼料課】